

# 広報あおもり

2025年10月号



青森県警察シンボルマスコット  
「アピーくん」&「レピーちゃん」

青森県警察本部 広報課

# ～目次～

- 犯罪被害へのご理解をお願いします【警務課】
- 子供に関する相談は少年サポートセンターへ【人身安全対策課】
- ネットトラブルを防止しよう【人身安全対策課】
- 拳銃等違法銃器の根絶を！【捜査第二課】
- 夕暮れ時・夜間の交通事故を防止しよう【交通企画課】
- 横断歩道は歩行者優先【交通企画課】
- 自転車の交通ルールを守りましょう【交通企画課】
- 運転免許自主返納者支援のご案内【交通企画課】
- 「安全運転相談窓口」を活用してみませんか？【運転免許課】
- マイナ免許証の取扱いが始まりました【運転免許課】
- 普通第二種免許（タクシー・ハイヤー、運転代行など）教習時限の短縮等について【運転免許課】
- 10月の広報予定

# 犯罪被害へのご理解をお願いします

犯罪の被害に遭われた方やご遺族などは、犯罪による直接的な被害（けがをする、ものを盗まれる）だけでなく、被害後に生じる様々な問題に苦しめられています。

このような問題は「二次的被害」と呼ばれます。

例えば…

事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調

医療費の負担や、失職・転職などによる経済的困窮

捜査や裁判の過程における精神的・時間的負担



周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道等によるストレス、不快感

…などの問題が生じます。

被害に遭われた方などは、周囲の人の「元気を出して」「頑張ってね」という声かけでも傷付くことがあります。被害者を責めたり、無理に励ましたりせず、そばにいてそっと寄り添うだけでいいのです。



被害に遭われた方などの心の傷の回復には、周囲の人々の理解と共感と支持がとても大切です。

## 警察における被害者支援の取り組み

警察では、被害に遭われた方などの要望に corres 応するため、関係機関・団体や地域の皆様と連携して、被害に遭われた方などの抱える問題の解決に努めています。

詳しくは [県警HP](#) [青森県警察 犯罪被害者支援](#) [検索](#)

または [警察庁 犯罪被害にあわれた方や支援者のためのポータルサイト](#)

[ギュっとCH \(チャンネル\)](#) [検索](#)

問合せ先

青森県警察本部警務課犯罪被害者支援室  
電話 017-723-4211 (代表)



犯罪被害者等支援シンボルマーク  
「ギュっとちゃん」(青森バージョン)

# 子供に関する相談は少年サポートセンターへ

## 青森県内の少年非行概況は？（令和7年7月末・暫定値）

【非行少年の検挙・補導状況】

区分\年別対比	R6.7末	R7.7末	増減数
非行少年	104	113	9
刑法犯少年	85	104	19
犯罪少年	50	66	16
触法少年	35	38	3
特別法犯少年	18	9	▲9
犯罪少年	18	9	▲9
触法少年	0	0	0
ぐ犯少年	1	0	▲1

【不良行為少年の補導状況】

区分\年別対比	R6.7末	R7.7末	増減数
不良行為少年	881	723	▲158
喫煙	335	312	▲23
深夜はいかい	196	151	▲45
粗暴行為	85	93	8
その他	265	167	▲98

### 【刑法犯少年】

- 104人（前年同期比+19人）
- 再犯者率は14.4%
- 「万引き」が33人で最多
- 学職別では「小学生」「高校生」がそれぞれ27人で最多



【特別法犯少年】9人（前年同期比-9人）

【ぐ犯少年】0人（前年同期比-1人）

### 【不良行為少年】

- 723人（前年同期比-158人）
- 「喫煙」が312人で最多
- 学職別では「高校生」が244人で最多



## 「少年サポートセンター」はどんな活動をしているの？

### 《少年相談活動》

悩みを抱えているお子さん自身、保護者の方などから、内容を問わず相談に応じます。少年問題に関する専門的な知識や技能を持つ「少年補導職員」が対応します。

### 《継続的な支援活動》

少年や保護者の抱えている問題や悩みが、

- エスカレートしない
- 繰り返さない



よう、また、犯罪などの被害に遭った少年の精神的被害の回復・軽減を図り、

- 再被害に遭わない

よう少年や保護者に寄り添い、継続的な支援を行っています。

「面接」や「電話」による助言指導のほかに、ケースに応じて、「修学・就労支援」「学習支援」「農作業体験」「物づくり体験」など、保護者の同意を得た上で、継続的な支援を行い、少年の立ち直りを支援しています。

## 「少年サポートセンター」はどこにあるの？

- 青森少年サポートセンター  
 新町センター（警察本部内） ☎0120-58-7867  
 安方センター（青森警察署内） ☎017-776-7676
- 八戸少年サポートセンター  
 （八戸警察署内） ☎0178-22-7676
- 弘前少年サポートセンター  
 （弘前警察署内） ☎0172-35-7676  
 受付時間：月～金 8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）
- 少年サポートメール youngmail-587867@extra.ocn.ne.jp  
 24時間受信、回答は2～3日後（土・日・祝日・年末年始を除く）

1人で悩まず  
気軽に  
相談してね♪



青森県警察本部 人身安全対策課



# ネットトラブルを防止しよう

## ～オンラインゲーム上には、子供に迫る犯罪者がいます!!～

普段遊んでいるオンラインゲームには、**犯罪に巻き込まれる**きっかけとなるリスクがあります。

### 保護者等の皆様にご存知いただきたいこと

#### リスク①

小学生などの**年少者も被害に遭っている!**



#### リスク②

ゲームの上級者に対する「**憧れ**」の感情を利用される!



#### リスク③

協力してゲームを行うことを通じて、**見知らぬ者にも「仲間意識」を持ちやすい!**



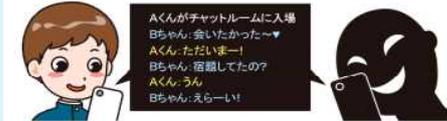
#### リスク④

「**高価なアイテムをあげる**」といった**甘い言葉**に乗せられ、言うことに従ってしまう!



#### リスク⑤

ほとんどのゲームに「**ボイスチャット**」や「**メッセージ交換**」の機能が備わっており、**匿名・不特定の者とも簡単にやりとりができる!**



### 実際にこんなことが起きています!

事例1) あこがれだったゲームプレイヤーとボイスチャットを通じて仲良くなったが、**はだかの写真**を送るように言われて送ってしまった。

事例2) 高価なアイテムをプレゼントしてくれる人と仲良くなり、その人の家に来るように誘われ、**抱きつかれたり、からだを触られたり**した。



### 家族等で決めたルールを書きおきましょう

オンラインゲームについて家族等と話し合い、決めた**ルール**の左側に☑を入れましょう!

- パレンタルコントロール(家族等による管理機能)の設定レベルを決める。
- ゲームの機能を使って、個人情報や不適切なメッセージを他人に送らない。
- 家族等に相談せずに、ゲーム内で知り合った人と連絡先を交換したり、会ったりしない。
- ゲームで「アイテム」をもらうときは、必ず家族等に相談する。
- 少しでも不安を感じたら家族に相談する。



### フィルタリングやペアレンタルコントロールを活用しましょう!(保護者等向け)

警察庁  
Webサイト



文部科学省  
You Tube サイト



こども家庭庁  
Webサイト



※「フィルタリング」や「ペアレンタルコントロール」の設定方法は、機器等のマニュアルを御確認下さい。

# 拳銃等違法銃器の根絶を!

捜査第二課

## ◎ 拳銃についての情報をお寄せ下さい

- 拳銃を見た!
- 拳銃を持っている人を知っている!
- インターネットで拳銃が売られている!

このような拳銃についての情報をお寄せ下さい。

皆さんの貴重な情報が、尊い人命と平和な市民生活を銃器犯罪から守ることになるのです。

情報を提供された方の秘密は厳守しますので、ご協力をお願いいたします。



## ◎ 拳銃110番報奨制度を知っていますか

- 実名・匿名を問わず、拳銃110番に情報提供し、それによって拳銃等が押収され、かつ被疑者が検挙された場合に、状況に応じて報奨金が支払われる制度です。

報奨金の金額は、拳銃等が1丁押収された場合につき、10万円が目安となっています。

**全国共通フリーダイヤル**

**0120-10-3774 (銃みな無し)**



## ◎ 自首減免制度を知っていますか



正当な理由なく拳銃を譲り受けたり所持したりすれば、罪となりますが、

- 隠していた拳銃を処分したい
- あずかった荷物から拳銃が出てきた

等という場合は、すすんで警察に提出することによって[自首減免制度]が適用され、罪が軽減又は免除されます。

## ◎ 旧軍用拳銃を提出して下さい

皆さんの家に、旧軍用拳銃が眠っていませんか。

大切な人の形見でも、拳銃を所持することは法律で禁止されています。

- 子供がもてあそんで思わぬ事故につながる
- 盗難にあつて犯罪に利用されてしまう

などの危険性があります。

ご自宅で旧軍用拳銃を発見した場合は、速やかに最寄りの警察署、交番、駐在所に連絡、提出してください。

# 夕暮れ時・夜間の交通事故を防止しよう

## 交通企画課

これからの季節は、日没が早まり、夕暮れ時から夜間にかけて、交通事故が増加する傾向にあります。

この時間帯は、周囲の視界が徐々に悪くなり、自動車や自転車、歩行者の発見が互いに遅れたり、距離や速度が分かりにくくなります。

夕暮れ時・夜間の交通事故を防止するためにはどのようなことに気を付ければ良いのでしょうか。



### 夕暮れ時から夜間の事故を防ぐポイント



17時から19時の夕暮れ時から夜間にかけての時間帯に発生する高齢歩行者の死亡事故は昼間よりも多くなっています。

歩行者はヘッドライトなどで車を認識していても、ドライバーは歩行者を確認できていないことが多く、歩行者の「見えているだろう」とドライバーの「そこにいたなんて」という視認性のズレが事故につながっていると考えられます。

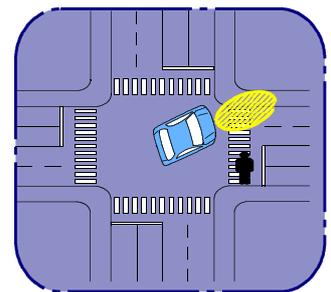
#### ★ 交差点の右折車両（右折先を十分に照らせない）

車のヘッドライトは、対向車を幻惑しにくいように設計されているため、歩行者が思っているほど右側を照らせていません。

そのため、横断している歩行者に気付かないことがあります。

ドライバーの皆さんは、右方には特に注意して車の特性を踏まえた上で運転するようにしましょう。

歩行者の皆さんは「ドライバーからは見えていないかもしれない」と考え、車の動きに注意しましょう。



#### ★ 明るい目立つ色の服の着装・反射材の着用

夕暮れ時・夜間に外出する時は、反射材用品の着用が効果的です。

「反射材を着用している歩行者」は「反射材を着用していない歩行者」よりも2倍以上手前で発見できると言われています。

年齢を重ねると若い頃のような派手な色の服を着ることが少なくなり、成熟した内面と同様に落ち着いた色の服を好むようになります。

しかし、落ち着いた色の服は、夜間の視認性が低く、事故へのリスクとなりますので、反射材を上手に活用し、車からの視認性を高めて、事故を防ぎましょう。

現在普及している反射材グッズは、普段使い出来るおしゃれなものやキャラクターものなど年齢を問わず利用できるデザインが増えてきました。

家族でそろえたり、誕生日に贈ったりするなど、自分だけではなく、大切な人が交通事故に遭わないために反射材を活用しましょう。

明るい目立つ色の服装や反射材の着用を心掛け、目立つ工夫をしましょう。

「夜の安全は見せるところから」です。



# 横断歩道は歩行者優先

交通企画課

昨年8月に一般社団法人日本自動車連盟（JAF）が実施した「信号機のない横断歩道における実態調査」によると、青森県内の信号機のない横断歩道における歩行者が横断しようとしている際の車両の一時停止率は、**59.9%**（前年比+12.5%）でした。全国平均を上回ったものの、いまだ4割の車両が停止していない状況です。

車両等は、横断歩道に接近する場合、

- **近くに歩行者がいないか確認**
- **横断歩道付近に歩行者がいたら、その手前で停止できる速度に減速**
- **横断歩道を横断している、または、横断しようとしている歩行者がいる時は手前で一時停止しなければなりません。**

※ これらのルールに違反すると、「**横断歩行者等妨害等**」の違反となります。

罰則 3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金

違反点 2点

反則金 大型等 12,000円 普通 9,000円

二輪 7,000円 原付 6,000円



**ルールを守り交通事故を防止しましょう**

## — 「ハンド&サンクス」を知っていますか? —

皆さんはハンド&サンクスについてご存じですか。

ハンド&サンクスとは、「**渡る合図**」と「**ありがとう**」です。

歩行者は、横断歩道を渡る前に手を上げる・手を差し出すなどして運転者に対して横断歩道を渡る意思を明確に伝えましょう。

横断中も周囲の安全確認を怠らないようにしましょう。

停止した運転者に対してお辞儀をするなど「ありがとう」を伝えましょう。

## 青森県警察本部公式SNSで情報発信中



**思いやり・ゆずりあいの気持ちを持って安全運転をしましょう**



# 自転車の交通ルールを守りましょう



交通企画課

## ヘルメットの着用

自転車に乗車する際にヘルメットを着用していますか。  
令和5年4月から全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務化されました。



しかし、まだヘルメットの着用が浸透していないのが現状です。  
青森県内では、令和6年までの5年間に自転車乗車中の事故で亡くなられた方の**45%**が**頭部に致命傷**を負っています。

自分の命を守るためにも自転車に乗車する際は、ヘルメットを着用しましょう。  
また、自転車乗車用ヘルメットの代わりに産業用ヘルメットを着用している方も見受けられますが、産業用ヘルメットは、飛来物や落下物に対応して作られている物なので頭頂部を主な保護範囲としており、衝撃の吸収性能も事故の衝撃に耐えられるものではありませんので必ず自転車乗車用のヘルメットをかぶるようにしましょう。

## 危ない自転車の乗り方していませんか??

街を歩いている時や車を運転している時など、危ない運転をしている自転車に遭遇したことはありませんか。

長い間自転車を利用していると、危ない乗り方が習慣化している場合があります。  
令和8年4月からは自転車の交通違反に対して青切符による取締りが導入されます。  
今一度、自分の自転車の乗り方が正しいか確認しましょう。

### ● スマートフォン等を見ながら自転車に乗る

スマートフォン等を使用しながらの運転は、「片手運転」や「周囲への注意力不足」になり、車や歩行者などと衝突するおそれがあるためとても危険です。

令和8年4月1日から携帯電話を使用しながら運転した場合、交通違反として反則金1万2千円を支払う対象となります。

### ● 友達や知人と並走する

道路を自転車が並走して走ると、他の車両等の通行の妨げになるのはもちろん、どちらかの自転車がバランスを崩してしまった際に、一緒に転倒するおそれもあり危険です。

標識がないところで他の自転車と並んで走るとは法律で禁止されています。

また、令和8年4月1日から交通違反として反則金3千円を支払う対象となります。

### ● 雨の日の傘差し運転

傘を差しながら運転すると、風にあおられたりすることでバランスを取るのが非常に難しくなります。

また、常に片手運転の状態になることで、ハンドルやブレーキを安全に操作することが出来なくなります。

傘を差しながらの運転は令和8年4月1日からは交通違反として反則金5千円を支払う対象となります。



# 運転免許自主返納者支援のご案内

交通企画課

高齢者の皆さんの中には、加齢による身体機能の衰えを感じ、車の運転に不安を感じながらも、買物や通院のために運転を続けている方もいると思います。全国的にこのような高齢者の方々による重大交通事故が発生し、大きな社会問題となっています。

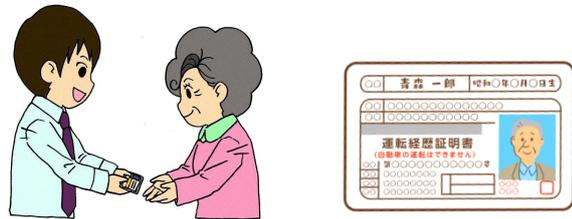
青森県警察では、車の運転に不安を感じて自動車運転免許証を自主返納した方々の生活を支援するため、「運転免許自主返納者支援事業」を推進しております。この事業は運転免許証を返納し「運転経歴証明書」を取得された方に対し、タクシー運賃や商品の割引、商品宅配サービスなどの特典を協賛企業から提供するものです。

## ◇支援を受けるまでの流れ◇

### ①運転免許証を返納する。



### ②運転経歴証明書を申請し、交付を受ける。



### ③協賛店に運転経歴証明書を提示して支援を受ける。



↑このステッカーが支援協賛店の目印です↑

※ 詳しくは県警ホームページまたは「運転免許自主返納者支援協賛店一覧表」をご覧ください。

運転免許自主返納事業のページはこちらです。  
自主返納の受付時間等もこちらから確認できます。

#### 【 自主返納の受付場所 】

- 青森県運転免許センター
- 弘前自動車運転免許試験場
- 八戸自動車運転免許試験場 (八戸警察署内)
- むつ自動車運転免許試験場 (むつ警察署内)
- 各警察署

#### 【 運転経歴証明書について 】

- 運転経歴証明書は顔写真付きで、身分証明書として使用することができます。
- 有効期限  
無期限 (更新の必要なし)
  - 申請場所  
上記自主返納の受付場所と同じ
  - 申請可能な方  
自主返納後5年以内の方もしくは運転免許失効後5年以内の方

#### 【 支援協賛店について 】

- 支援協賛店数  
県内413店舗、17自治体  
(令和7年7月現在)

#### 【 支援協賛店一覧表の配布場所 】

- 青森県運転免許センター
- 各自動車運転免許試験場
- 警察本部1階ロビー
- 各警察署



「安全運転相談窓口」を活用してみませんか？

## 安全運転相談窓口

運転に支障がある病気等にかかった方やそのご家族等からの相談のほか

- ・ 運転に不安のある方
- ・ 運転免許証の返納についてお悩みの高齢者の方
- ・ 上記にあてはまる方のご家族等

からの相談も受け付けております。

安全運転相談窓口は、

- ・ 青森県運転免許センター
- ・ 八戸、弘前、むつ自動車運転免許試験場
- ・ 県内各警察署

に設置しております。

希望する相談場所へ事前にお問い合わせの上、ご相談ください。



## 安全運転相談ダイヤル（#8080）

病気や身体に障害を有する方の運転免許の取得に関すること、高齢者等の運転の継続に関すること、運転免許証の返納に関することなどのご相談を受け付けております。

- ・ 全国統一の電話番号  
#8080（シャープハレバレ）
- ・ 受付時間  
午前9時から午後4時まで  
（土、日、休日及び年末年始を除く）

お問い合わせ先

青森県警察本部交通部運転免許課  
高齢運転者等支援係・運転免許管理係  
☎017-782-0081



## マイナ免許証の取扱いが始まりました

マイナンバーカードに免許情報を記録し、運転免許として利用できるようになりました。

運転免許センター  
八戸・弘前・むつ運転免許試験場

で手続きが可能です。



**警察署では手続きができませんので、ご注意ください。**

マイナ免許証の保有者は、マイナンバーカードの署名用電子証明書(6~16桁の署名用電子証明書暗証番号)を警察に申出ることなどにより、次のサービスを受けられるようになります。

- オンラインによる更新時講習
- 住所変更等は市町村窓口が届出するだけで、免許センター等での変更手続きが不要

詳しくは

青森県警察 マイナ免許 |Q

警察本部運転免許課 ☎ 017-782-0081

## 普通第二種免許（タクシー・バス、運転代行など） 教習時限の短縮等について



運転免許課 試験・教習所係

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等が令和7年6月18日に公布され、自動車教習所での普通第二種免許※1の教習が見直されたことにより、令和7年9月1日から

**教習時限数が40時限→29時限に短縮※2**

となりました。

※1 普通第二種免許は、運賃を受け取って送迎する旅客運送を行う際に必要となる運転免許です。

具体例として、タクシー運転手や運転代行サービス（お客様の車を運転する場合）などが挙げられます。

※2 学科・技能教習合計の最短（滞りなくスムーズに教習が進んだ場合）時限数が29時限になりました。1時限=50分間。

技能教習については、これまでの最短6日間から**最短3日間※3**で教習を終えることができるようになりました。

※3 自動車教習所のカリキュラムの組み方による最短日数です。詳しくは自動車教習所へお問合せください。

# ～10月の広報予定～

## ○ ラジオ広報予定

エフエム青森「あおもり・ふぁん」（毎週月曜日～金曜日 16：55 ～ 17：00）

第2週（6日から10日）	・社会全体で犯罪被害者を支えよう
第4週（20日から24日）	・薄暮・夜間の交通事故を防止しよう

RABラジオ「県広報タイム」（毎週月曜日～木曜日 7：30 ～ 7：35）

第2週（6日から9日）	・秋の「安全・安心まちづくり旬間」のお知らせ
第3週（13日から16日）	・「110番」の正しい利用方法等
第4週（20日から23日）	・子育てに関する相談は「少年サポートセンター」へ

## ○ 「広報あおもりけん」（東奥日報、デーリー東北、陸奥新報）

10月1日	・特殊詐欺等に注意しよう ・薄暮・夜間の交通事故を防止しよう
-------	-----------------------------------

## ○ 音楽隊の派遣予定

10月7日（火）	令和7年度「安全・安心まちづくり青森県民大会」 15：20 ～ 15：40（青森市：リンクモア平安閣）
10月15日（水）	第34回暴力団追放・銃器薬物根絶青森県民大会 14：30 ～ 15：30（青森市：リンクモア平安閣）